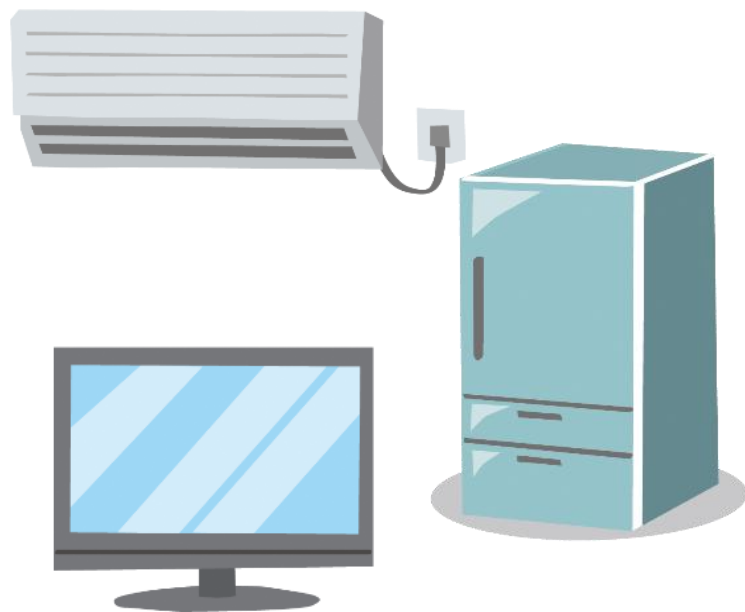


三木市省エネ家電  
買い替えキャンペーン  
ガイドブック



# 三木市省エネ家電買い替え キャンペーンの概要

## 1. 補助金の対象となる方

- ① 三木市内にお住まいの方
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 暴力団員等でないこと
- ④ 他の助成金、補助金等の交付を受けていないこと

## 2. 補助金の対象となる家電

購入および設置完了期間

令和8年6月1日(月) ~ 12月31日(木)

購入元

市内に所在する家電販売店

用途

一般家庭用機器であり、生活用

家電製品

エアコン・冷蔵庫・テレビ

状態

新品であり

製造業者による保証を受けたもの



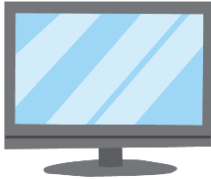
条件

既存の家電からの買い替えであること

省エネルギー基準達成率を満たしていること

※（日本産業規格(C9901)）

### 3. 省エネルギー基準達成率の条件

家電	エアコン 	冷蔵庫 	テレビ 
目標年度	2027年度 または 2029年度	2021年度	2026年度
省エネ基準達成率	100%以上		

#### 《統一省エネラベルの確認方法》



目標年度

対象家電の条件を満たしているか

省エネ基準達成率

100%以上か



省エネ型製品情報サイト

最新の製品情報はこちらからご確認ください。

URL:<https://seihinjyoho.go.jp/>

## 4. 補助対象経費

以下の対象となる経費の合計が5万円以上であることが条件です。

### 【 対象となる経費 】

- ・ 家電の本体購入費
- ・ 取付設置に係る工事費
- ・ 消費税および地方消費税

### 【 対象とならない経費 】

- ・ クーポンやポイントの割引費用
- ・ 配送料
- ・ オプション部品等の購入費（エアコンの化粧カバーなど）
- ・ 延長保証料
- ・ 床キズ防止、転倒防止などの部品
- ・ 室外機の日よけなど
- ・ 既存の家電の撤去に係る費用
- ・ 既存の家電のリサイクル処理に係る費用

## 5. 補助金額

補助金の額 =

**補助対象経費の20%**  
**( 上限 2 万 円 )**

※千円未満切り捨て

### 【 例 】

領 収 書	
エアコン本体	80,000
配送料	10,000
設置費	10,000
小計(税込)	100,000
ポイント利用	12,000
合計(税込)	88,000

補助対象

○

×

○

×



《 計算方法 》

補助対象経費は 78,000 円

エアコン本体+設置費=90,000円

90,000円-ポイント利用12,000円  
=補助対象経費 78,000円

78,000円×20%=15,600円

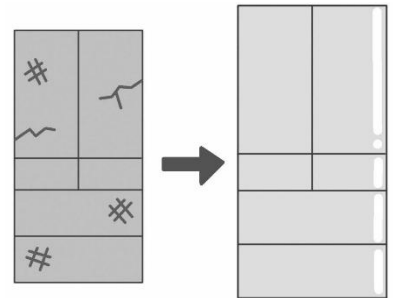
⇒ 補助金の額 15,000円  
(千円未満切り捨て)

## 6. 交付までの流れ

省エネ家電買い替えの検討



① 補助金対象家電の購入  
および設置完了  
【期限：12月31日(木)】



② 申請書類提出  
【期限：2月26日(金)】  
※ 郵送の場合は必着



③ 審査  
※ 審査結果は、翌月上旬～中旬ごろ  
に郵送にて通知します。

月末締め、翌月末払い



④ 補助金の支払い

### 【 留意事項 】

補助金の申請は、同じ年度内で**1世帯につき1回が限度**となりますので、家電ごとに申請するのではなく、合算して申請してください。

## 7. 提出書類について

---

### ① 三木市省エネ家電買い替え促進事業補助金交付申請書兼請求書

★様式のダウンロードはこちら⇒ 市ホームページ

URL:<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/22/67534.html>



### ② 販売店が発行する以下全てが記載されている領収書などの写し

- ・ 購入日
- ・ 購入費用（内訳の記載が必要）
- ・ 購入した家電の種類
- ・ 購入した家電量販店の名称及び所在地

※ 納品書は、代金を支払った証明とはならないため、領収書の代わりにはなりません。

### ③ 家電リサイクル券の排出者控えの写し

（リサイクル券の日付：令和8年6月1日～令和8年12月31日まで）

### ④ 振込先銀行通帳等の写し

（銀行名・支店名・口座番号・名義人の分かるページ）

※ 通帳をお持ちでない方は、キャッシュカードやネットバンクの画面など、銀行名・支店名・口座番号・名義人の分かるもののコピーで構いません。

## 8. 対象期間

---

### 【 購入 および 設置 期間 】

令和8年6月1日（月）～ 令和8年12月31日（木）

### 【 申請 期間 】

令和8年6月1日（月）～ 令和9年2月26日（金）

※ 申請が予算枠に達した時点で受付を終了する予定です。

## 9. よくある質問

### 補助制度に関すること

Q	補助の目的は何ですか。
A	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であり、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の買い替えを支援することにより、家庭における電気代とエネルギー消費量を削減し、市内の温室効果ガスの削減を推進することを目的とします。そのため、家庭の電気代とエネルギー消費量が、既存の家電より削減されることを前提とします。
Q	どのような補助ですか。
A	実施期間中、市内の実店舗において、既存の家電に替えて新品の対象家電を合計5万円（税込）以上購入し、設置が完了した市民に対し、購入費用の20%（上限2万円）を補助します。

### 対象家電に関すること

Q	リユース品やリース品も対象になりますか。
A	対象外です。新品に限ります。
Q	買い替えではなく、新たに購入した家電の購入費も対象になりますか。
A	対象外です。買い替えのみが対象です。

### 申請に関すること

Q	どこで、どのような方法で申請すればよいですか。
A	窓口または郵送での申請となります。ただし、郵送の場合は書類に不備などがあった場合は、受付できない場合があります。
Q	どの段階で申請できますか。
A	省エネ家電の買い替えおよび取り付け工事が終了し、家電リサイクル法に基づき、買い替え前の同一種類の既存の家電を処分し、申請に必要な書類がすべて揃った時点で申請が可能です。
Q	予算は残っていますか。
A	市HPより確認いただけます。

## 対象経費に関すること

Q	対象経費は何ですか。
A	対象家電の合計購入額(税込)となります。 設置に必要な工事に要する経費は含みます。 家電の配送料やリサイクルに係る経費は対象外となります。 (P3の補助対象経費をご参照ください。)
Q	対象となる家電をまとめ買いしたら、どうなりますか。
A	1回の申請で複数対象製品の申請が可能です。 ただし、補助額は2万円が限度となります。
Q	購入時に、割引クーポンやポイント分、商品券等を利用して購入した場合、申請対象額はどうなりますか。
A	割引クーポンや各種ポイント、商品券等を使用した場合、商品券やポイント使用後の金額が申請対象額となります。 商品代金の値引きやチラシ等の割引券を使用した場合も、値引き後の金額が申請対象額となります。
Q	購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。
A	購入費用からの減額はしません。支払金額に応じて付与されるポイントや、クレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。
Q	クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、対象となりますか。
A	対象になります。ただし、レシート又は領収書が必要となりますので、購入の際に販売店舗に領収書等の発行についてお尋ねください。
Q	「エアコン」と同時に「洗濯機」を購入し、レシートに2つの購入代金の合計額が記載されています。どのように申請すればよいですか。
A	洗濯機は対象家電製品ではないため、エアコンの購入に関する金額(税込)のみを申請対象経費としてください。 その場合、エアコンの購入金額等(税込)が分かる領収書またはレシートの写しを提出してください。

## 条件に関すること

Q	申請者に条件などはありますか。
A	①市民（市内に住所がある個人）の方 ②令和8年6月1日から令和8年12月31日までに市内の実店舗にて対象となる省エネ家電を購入した方（既存の家電に替えて購入したこと） ③市内の自宅に設置した方 ④他の助成金、補助等の交付を受けていないこと 以上全てを満たした方で、申請は1世帯につき、1回限りです。
Q	いつまでに申請が必要ですか。
A	必ず令和9年2月26日までに申請してください。ただし、予算上限に達した時点で受付を終了する予定です。
Q	店舗併用住宅の場合、申請できますか。
A	通常的生活用の家庭用機器であれば対象となります。ただし、法人名義で家電を購入された場合については対象外となります。
Q	事務所に設置する場合は対象になりますか。
A	対象外です。申請者の自宅に設置する省エネ家電が対象となります。
Q	市外の店舗で購入した家電も対象になりますか。
A	対象外です。市内の実店舗で購入したものが対象となります。
Q	購入する店舗に条件はありますか。
A	対象となる店舗は、市内に所在する実店舗です。 領収書等に記載される店舗の所在が市内であり、領収書等の必要書類を発行できることが条件です。
Q	インターネット経由での購入は対象ですか。
A	対象外です。
Q	2世帯住宅は対象ですか。
A	住民基本台帳の世帯が分かれていますれば、それぞれの世帯で1回ずつ申請することができます。
Q	不動産賃貸のオーナーが住宅用賃貸マンションの省エネ家電を買い替える場合、対象となりますか。
A	住宅用賃貸マンションであっても、賃貸オーナーが買い替える場合は対象となりません。

## その他

Q	既存の家電はどのように処分すればいいですか。
A	エアコン、冷蔵庫、テレビいずれも家電リサイクル法の対象となります。買い替え時に店舗で引き取ってもらうか、市内電気商業組合加盟店（10店舗）に依頼してください。※1 リサイクルショップなどでの買い取りは対象となりません。 今回の申請は、既存の家電を処分した時の家電リサイクル券の写しが必要となります。
Q	既存の家電を販売店に無償で引き取ってもらった場合、補助対象となりますか。
A	補助の対象になりません。排出する二酸化炭素の量を削減するためには、既存の家電が利用されなくなる（＝リサイクル処分）必要があり、無償引き取りはその結果が不明であるためです。 ※家電リサイクル券の写しが必ず必要です。

※1

市内電気商業組合加盟店の詳細は、右QRコード(市環境課ホームページ)よりご参照ください。

URL:<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/23/2347.html>



## 購入および設置期間

令和8年6月1日（月）～ 12月31日（木）

## 申請期間

令和8年6月1日（月）～ 令和9年2月26日（金）

申し込み・問い合わせ

三木市役所 環境政策課 環境政策係

〒673-0492 三木市上の丸町10-30

電話：0794-82-2000（代表）

FAX：0794-82-9792